

神戸市告示第178号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年6月24日

神戸市長 久元喜造

1 指定する区域

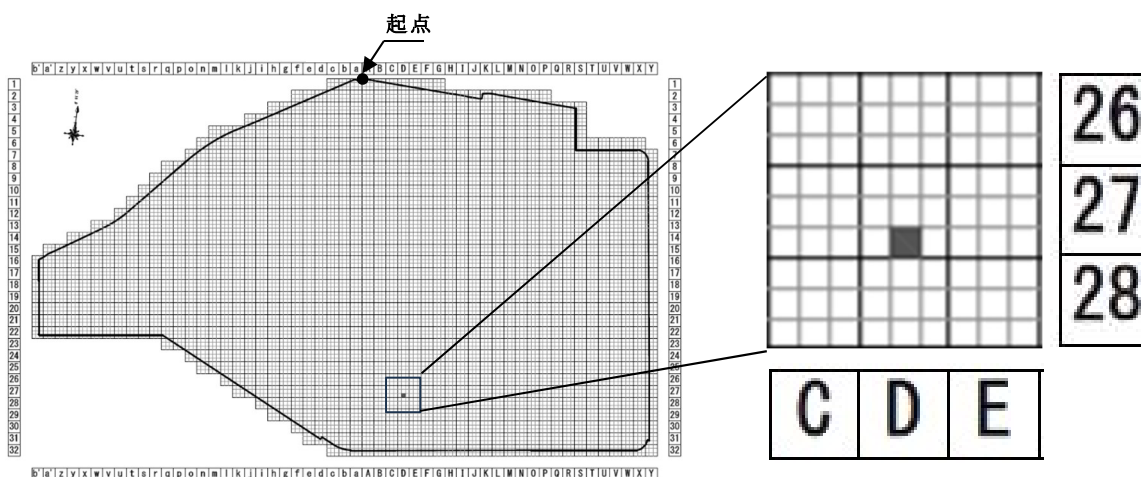
灘区灘浜東町10番6の一部

(別図のとおり)

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別図



<凡例>
● : 起点
— : 敷地境界線
■ : 形質変更時要届出区域

<起点>
起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。
<格子の回転角度>
81° 58' 31"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。